

一般社団法人幕張ベイパークエリアマネジメント 会費規約

(目的)

第1条 この規約は、定款第8条および第19条第5号の規定に基づき、一般社団法人幕張ベイパークエリアマネジメント(以下「当法人」という。)定款第11条に定める会員の会費について、必要な細則を定めるものとする。

(会費の額及び納入方法)

第2条 当法人の会員は、当法人から会費の請求を受けたのち、当法人が指定する次の方法により会費を納入しなければならない。

会員種別	会費	納入方法
正会員－居住会員	1住戸につき1口とし、1口につき年額3,600円	以下のいずれかの方法にて納入するものとする。 (1) 翌月分を当月末日までに口座振替にて代行徴収し、翌月末日までに一括納入 (2) 4月から9月分を5月末日までに、10月から翌年3月分を9月末日までに一括納入
正会員－店舗会員	店舗面積50平方メートルにつき1口として口数制の年会費とし、1口につき年額30,000円とする。ただし、店舗面積が1,000平方メートルを超える場合には、当法人の理事会との協議の上、口数を決定する。	1年度分を4月末日までに一括納入
正会員－土地建物オーナー会員	土地面積、建物延べ面積に応じた口数制の年会費とし、当法人の理事会との協議の上、口数及び1口あたりの年額を決定する。	1年度分を4月末日までに一括納入
正会員－開発会員	当法人の理事会との協議の上、口数及び1口あたりの年額を決定する。	1年度分を4月末日までに一括納入
正会員－特別会員	当法人の理事会との協議の上、口数及び1口あたりの年額を決定する。	1年度分を4月末日までに一括納入
正会員－複合会員	各会員種別で定められた会費の合計とする。	各会員種別の納入方法に基づいて納入
パートナー会員	1口年額60,000円とし、1口以上とする。	1年度分を4月末日までに一括納入
オープン会員	一人につき、1口年額1,200円とする。	入会時に1年度分をまとめて納入。

(中途入会の会費と納期)

第3条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、原則として、入会月から会員の種別に相当する会費を月割で納入しなければならない。ただし、当法人の理事会の決議によって、納入すべき会費のうち、一部を免除することができる。

- 2 前項の会費の納入は、入会承認の通知を受けた日から2カ月以内とする。
- 3 既に納入した会費は返還しないものとする。

(会費の未納)

第4条 会員は、会費未納による資格喪失後又は除名後も当法人に対する未払いの会費に関する支払いを免れないものとする。

(会費の免除)

第5条 理事会は、免除すべき相当な事由があると認められた場合には、前条の規定にかかわらず、会費を免除することができる。

(任意退会)

第6条 当法人を退会しようとする会員は、退会希望日の1か月以上前に所定の退会届を当法人に提出しなければならない。

- 2 前項の退会届による退会は、当法人が退会届を受理し、かつ退会希望日が到来した日で退会したものとする。

(会員の除名)

第7条 会員は、次の各号のいずれかに該当すると認定された時には、その資格を喪失し、退会したものとする。

- (1) 土地又は家屋（住宅、店舗、事務所等）の売却、贈与、相続、転居、移転等により定款第9条に規定する資格を失ったとき
- (2) 自然人については、死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき、法人又は団体については、解散したとき
- (3) 会費を支払期日から半年間滞納したとき
- (4) 総会決議により除名されたとき
- (5) 総社員の同意があったとき
- (6) 当法人の定款及び当法人が定める規約他の規則に著しく違反したとき
- (7) 当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき
- (8) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員の個人情報の保護)

第8条 会員の個人情報を含む登録情報については、本人の同意を得ずに第三者に開示しないものとする。

(改変)

第9条 本規約の改変は、当法人の社員総会の決議をもって行う。

附 則

1. この規約は、2019年2月1日から施行する。
2. 改正後の規約は、2020年10月25日から施行する。(改正箇所：第2条)
3. 改正後の規約は、2023年6月28日から施行する。(改正箇所：第2条)